

条例・規則・要綱等について

資料 1

種類	条例		規則		規程	要綱	
	町議会の議決を要する			町長等の決裁による			
	①条例とは	手続等	②規則とは	手続等	③規程とは	④要綱・要領とは	
概要	<p>条例とは、地方公共団体（都道府県や市町村など）の議会の議決によって制定される「自治立法」をいいます。</p> <p>「法」といえば、通常法律（国会で議決されたもの）を連想しますが、条例も法の一つです。</p> <p>町は、その行う事務について、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができます。自治立法の形式には、条例のほかにも規則もありますが、町民に義務を課し、又は町民の権利を制限するには、原則として条例によらなければならないとされています。</p> <p>また、町の条例は、その町の区域内のみで効力を有するものです。</p>	<p>1 条例案の作成・議案の提出 条例は、町議会に提案し、議決（可決）されなければ制定することができません（例外はありません）。そのため、各課の仕事において、条例の制定や改正が必要になったときは、条例案を作成し、法規審査委員会での審査を経て、町長決裁後に議案として町議会に提出します。</p> <p>2 条例案の議決（町議会） 町議会に提出された条例案は、審議され、可決か否決かの議決が行われます。</p> <p>3 条例の公布・施行 議決（可決）された条例は、「公布」という行為により、現実に効力が発生します。公布とは「成立した成文の条例を公表して、町民が知ることのできる状態に置くこと」をいい、「箕輪町公告式条例」の規定に基づき、役場前の掲示場に成文の条例を「掲示」することで行います。</p> <p>また条例は公布と同日または期日を定めて施行されますが、町民等へ義務や権利制限、罰則を伴うものは、公布から相当の期間を設けて施行されます。</p>	<p>規則とは、地方公共団体の執行機関などが独自に制定する「自治立法」をいいます。</p> <p>例としては、町長が定める規則、教育委員会が定める規則や選挙管理委員会が定める規則などがあります。</p> <p>制定権の範囲は、「法令に反しないこと」、「その権限に属する事項であること」、「他の執行機関の権限に属する事項でないこと」です。</p> <p>条例と同じく「自治立法」であり、条例の委任がなくても制定できるものがありますが、規則の多くは、条例の委任又は実施のための細目に関する事項について定めています。</p>	<p>規則案の作成・決裁 各課の仕事において、規則の制定や改正が必要になったときには、規則案を作成し、法規審査委員会の審査を経て町長の決裁を得ます。</p> <p>規則の公布 町長の決裁を得た規則は、条例と同じく、「公布」することによりその効力が発生します。</p> <p>例) 箕輪町財務規則など</p>	<p>規程とは、一定の目的のために定められた一連の条項の総体のことをいい、一般には法律、条例、規則などの法形式以外のもので用いられています。規程は、法律、条例、規則などの範囲内で定められており、法規的な傾向や特色は原則として有しておらず、組織上の細目や事務処理手続その他事務処理上必要な事項を定めています。</p> <p>例) 箕輪町事務処理規程、箕輪町文書管理規程や箕輪町職員服務規程などがあります。</p>	<p>要綱とは、法令に基づく制度に関して、より細かな運用面において規定するもの、行政実務上の処理の方法等を規定するもの、行政指導の指針を定めるもの、補助金等の交付を定めるものなど、行政内部の一般的な準則を定めているものなどがあります。</p> <p>法律や政令、条例や規則とは異なり、「法」ではありませんが、ほとんどの要綱等の作成手続きは条例、規則に準じて審査等が行われ、町長等の決裁後に告示して施行しています。</p> <p>例) 家庭におけるゼロカーボン推進補助金交付要綱、箕輪町再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドラインなど</p>	
法令の位置付け・解釈・罰則・過料等	<p>[地方自治法14条] 普通地方公共団体は、法令に反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。</p> <p>2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、その条例の中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を課する旨の規定を設けることができる。</p>	<p>●条例で刑罰を定めるためには、法律の授權が相当程度に具体的・限定的であることが必要である。（最高裁判例）</p> <p>●罰則及び過料を規定する場合には、地方検察庁への協議が必要</p> <p>●定めようとする罰則が、他の法令や地方公共団体条例及び判例に照らして、妥当性、均衡等が求められる。</p>	<p>[地方自治法15条] 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めのあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p>	<p>●法律の委任は不要。</p> <p>●条例の授權は、不要。</p> <p>●規則で過料を課すことができる。条例同様に地方検察庁への協議が必要。</p>			